

使命、役割

部が浜松市民に果たすべき使命、役割

都市計画を通じて、都市の活力向上と人間を中心とした都市空間や自然環境との共生により、快適さを実感できるまちづくりを提供していきます。

ビジョン

部が目指すべき将来像

都市の活力向上と快適さを実感できるまちづくりの推進

都心を核として地域特性に応じた適正な拠点を配置します。豊かな自然環境と共生する中で、快適で賑わいのある都心とメリハリのある市街地を形成し、これらを利便性の高い交通体系によって有機的に連結させることにより、活発な市民活動を促進するまちづくりを実現します。

経営方針

計画実行の方向性、進め方

「元気なまち・浜松」の推進

政令指定都市にふさわしい行政システムの再構築を図るため、部所管事務事業の効率的・効果的な執行を目指し、市民の皆様にご満足いただける「元気なまち・浜松」のまちづくりを進めます。

<p style="text-align: center;">市民(納税者)の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民協議推進条例、都市計画の提案制度等の活用により、市民協働による地域特性を活かした土地利用やまちづくりを積極的に支援し、市民が真に快適と感じる都市環境を構築します。 ▶ 土地利用方針に則った都市施設の配置を行うとともに、それらと連携した道路整備や公共交通機関のネットワーク化を進め、市民が投資効果を実感できる事業を展開します。 	<p style="text-align: center;">行政改革の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「点（拠点）、線（道路、鉄道）、面（地域）」が有機的、効率的に連結するレイアウトを行い、無駄のない公共投資の高い都市づくりを進めます。 ▶ 各種制度、手法、事業管理、開発規模の在り方を見直し、限られた財源の中で事業投資に対する波及効果（利便性・快適性）や経済活動への投資効果を検証した事業展開を図ります。
<p style="text-align: center;">財務・コストの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 高次の商業・サービス機能をはじめとする地域資源の変換・情報発信機能などのいわゆる「ハブ機能」を確保し、市民はもとより国内外の企業からも「選ばれる都市」になるために都心の再生は重要であり、市街地再開発事業と区画整理事業の重点的かつ効率的な事業推進を図ります。 	<p style="text-align: center;">組織・人材の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 多数の権利関係者に関わる事業を推進する上で、真に市民や地域が求めている意向を的確に把握しようとする意識と目的思考（意図）が芽生える部の組織風土を醸成します。 ▶ 都市内分権の積極的な推進を図るため、機動力のある組織運営を図ります。 ▶ 各事業の投資効果はもとより、広域的な行政運営や課題解決、政策提案に視点をおいた部職員の政策形成能力の向上を図ります。 ▶ 部全体の中長期的な展望を把握するため、情報の一元化や部職員相互による意見交換を開催し、組織の一体化の醸成を図ります。

経営資源

平成 21 年度の部の経営に要する資源

◆ 都市計画部の組織

平成 20 年度	⇒	平成 21 年度
都市計画課		都市計画課
都市計画に関する事項		都市計画に関する事項
土地政策課		土地政策課
住民協議・開発指導に関する事項		土地利用・住民協議・開発指導に関する事項
交通政策課		交通政策課
交通政策及び交通安全に関する事項		交通政策及び交通安全に関する事項
都市開発課		都市開発課
都市開発・景観に関する事項		都市開発・景観に関する事項
区画整理課		区画整理課
区画整理事業に関する事項		区画整理事業に関する事項
北部都市計画事務所		北部都市計画事務所
浜北区・天竜区内に係る都市計画・住民協議・開発指導に関する事項		浜北区・天竜区内に係る都市計画・土地利用・住民協議・開発指導に関する事項

◆ 職員数(平成 21 年度組織ベース) (人数)

(人数)

都市計画部職員	H20 年度	H21 年度
計	123	121
部長等	4	3
都市計画課	18	18
土地政策課	19	20
交通政策課	17	17
都市開発課	21	20
区画整理課	35	34
北部都市計画事務所	9	9

平成 20 年度⇒平成 21 年度 増減の理由

【増員の理由】

➢ 住民協議関係業務の増大による増員です。

【減員の理由】

➢ 東第二土地区画整理事業の完了による減員です。

◆ 予算規模(平成 21 年度組織ベース) (千円)

(千円)

都市計画部予算	H20 年度	H21 年度
事業費	10,653,611	8,967,288
国庫支出金	2,728,046	1,966,440
県支出金	3,710	4,604
市債	2,029,100	1,911,200
その他	17,487	41,341
一般財源	4,453,167	3,966,000
繰越額	1,422,101	1,077,703
人件費	914,800	898,800
正規職員(人工×8000千円)	912,000	896,000
非常勤(人工×2800千円)	2,800	2,800
再任用(人工×2600千円)		
駐車場事業特別会計	1,328,500	868,400
公共用地取得事業特別会計	768,740	556,891
うち一般会計繰入金	975,107	674,693

平成 20 年度⇒平成 21 年度 増減の理由

【増額の主な理由】

➢ 交通事故ワースト1 脱出事業開始による増額です。
 ➢ 旭・板屋C地区の事業進捗による増額です。

【減額の主な理由】

➢ まちづくりセンター及びザザシティ西館の用地買戻し完了による減額です。
 ➢ 大規模既存集落制度基礎調査完了に伴う事業費縮小による減額です。
 ➢ 西遠都市圏総合都市交通体系調査事業に係る費用の減額です。
 ➢ 駐車場事業特別会計における建設事業債償還補填費用の減額です。
 ➢ 東第二地区土地区画整理事業完了、浜北新都市開発整備事業等の進捗による減額です。

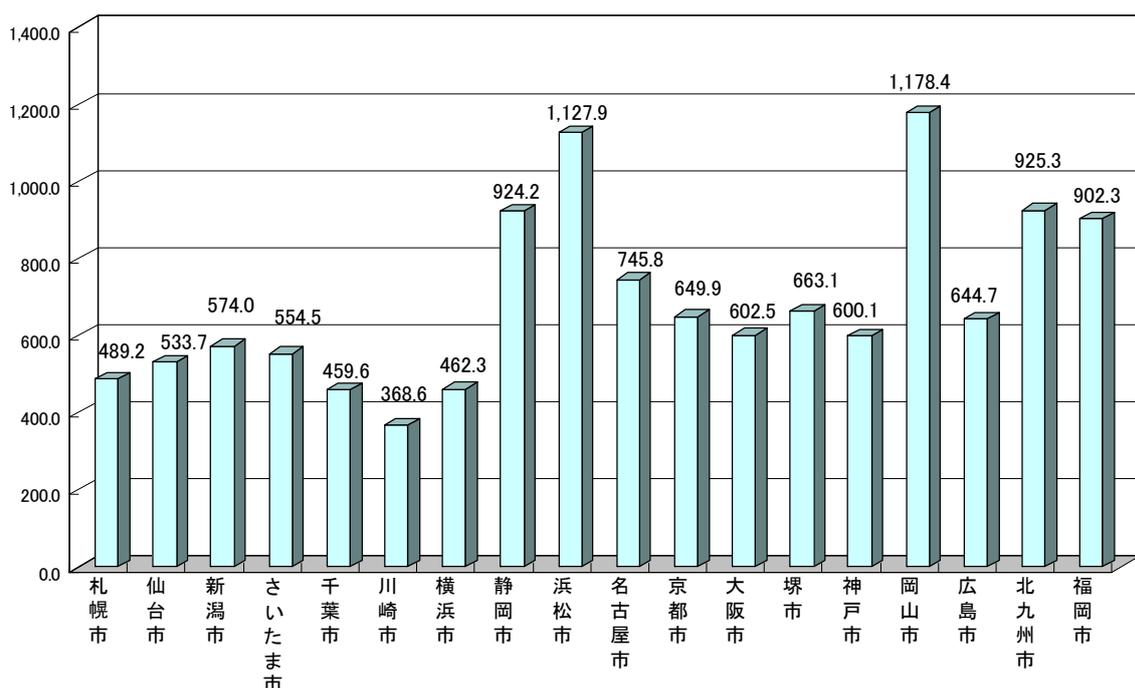
*事業費は、予算上の人件費を除いた金額

環境分析

社会経済環境の変化

	機会 (OPPORTUNITIES)	脅威 (THREATS)
外部環境	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化等の地球規模での環境問題が年々深刻化し、環境負荷の少ない持続可能な都市づくりが求められています。 異常気象による水害・土砂災害、大規模地震等の自然災害により、災害に強く、安全で安心な都市づくりが求められています。 広域圏の中核都市として、都心機能のさらなる強化と立地条件を活かした産業振興が求められています。 住民参加による地域特性を活かしたまちづくりの動きが加速されています。 少子高齢化に対応した人にやさしいまちづくりや交通政策が求められています。 市域拡大に伴い、都市活動（生活・経済）の一体性や相互交流が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化社会が進展するなか、効率的な都市基盤の整備が求められています。 地震等の自然災害に強い都市基盤の整備が急務となっています。 産業構造の変化に伴う工業用地の遊休化や土地利用の転換によって生じる新たな用途開発に即応した都市施設の整備が困難な状況にあります。 中山間地や高齢者等の交通手段を持たない市民の足の確保が急務になっています。 交通事故の発生（事故件数・死傷者数）が依然として高い水準にあり、特に政令指定都市の中において、平成18年・19年には人口10万人当りで比較するとワースト1となっています。
内部環境	<p>強み (STRENGTHS)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様で豊かな自然環境（海、川、湖、山）と広大な平原地帯があります。 主要な国土軸（東海道新幹線、東名高速道路、新東名高速自動車道計画、三遠南信自動車道計画）があり、広域交流の期待・可能性が高いです。 道路等の社会基盤のストック、東西・南北に鉄道軸が配置され、地区拠点を形成する駅が立地しています。 都心部に主要な高次都市機能（アクトシティ、大学、官公庁街区、病院等）が立地しています。 	<p>弱み (WEAKNESSES)</p> <ul style="list-style-type: none"> 郊外部の高い人口比率や企業立地等により、都市機能が拡散しています。 大型商業施設の郊外部立地により、都心部の商業活力が減退しています。 都心部の歩行者動線のバリアフリー化が不足しています。 公共交通の利用者は毎年減少しています。また、中山間地においては公共交通空白地域があります。 豊かさや快適さが感じられる都市空間が不足しています。

政令指定都市10万人当りの人身事故件数(平成20年)



政策体系

総合計画体系

<都市の将来像>

市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」

<政策の柱>

<分野>

多彩な魅力に出会える快適空間都市

都市・生活基盤分野

<基本政策>

<部>

都市の活力向上と快適さを実感できるまちづくり

都市計画部

<政策(重点事業)>

<課>

都市づくりの推進

都市計画課

▶都市計画策定事業

開発と保全が調和する土地利用の推進

土地政策課

▶土地利用適正化事業 ▶まちづくり推進事業

総合的な交通体系の確立と交通安全運動の推進

交通政策課

▶交通計画推進事業 ▶公共交通推進事業 ▶交通事故ワースト1脱出事業

▶交通対策安全事業 ▶駐車場事業

魅力ある良好な景観の創出と保全

都市開発課

▶景観形成事業

高次な都市機能を持つ都心整備

都市開発課

▶旭・板屋C地区第一種市街地再開発支援事業

▶松菱通りB-3ブロック第一種市街地再開発支援事業

良好な都市環境に配慮した市街地の形成

区画整理課

▶上島駅周辺公共団体区画整理事業

▶土地区画整理事業調査事業(高塚駅周辺公共団体区画整理事業)

目標

ビジョン実現に向けての目標値<平成 22 年度を目途とする指標>

指標	指標	目標				
		実績				
		H18	H19	H20	H21	H22
1	交通事故(人身)発生件数の削減 備考:交通事故発生件数(単位:件)	—	9,700	9,600	9,500	9,400
		9,936	9,553	9,176	8,969	
2	鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性《市政満足度》 備考:市政の満足度評価のうち、満足+やや満足の合計(単位:%)	—	29.0	30.0	31.0	32.0
		28.5	28.5	32.1	31.0	
3	都心地区への人口回復(旭・板屋地区の居住施設の入居率) 備考:都市開発課(単位:%)	—	52.0	52.0	52.0	100.0
		52.0	52.0	52.0	52.0	

重点事業

目標達成に向けて重点的に取り組む手段

①交通事故ワースト1脱出事業	所管名	交通政策課
《事業概要》	平成 21 年度予算	106,300 千円
<p>全国の政令指定都市の中で交通事故件数が人口 10 万人当りで比較するとワースト 1 となっていることから、交通事故の削減を図るためラジオの CM 放送を活用し、高齢者やドライバーなどをターゲットに、朝・夕を中心に啓発放送を行うとともに、平成 16 年から実施している事故多発交差点対策の実施後の効果や改善の検証等を行うことによりワースト 1 脱出を目指します。</p>		
市戦略対象事業	戦略 3	マニフェスト対象事業 I - 2
《事業成果》	平成 21 年度決算	101,782 千円
<p>浜松市は、平成 18・19 年に政令指定都市の中で人口 10 万人当たりの人身交通事故件数がワースト 1 を記録したことから、市民の交通安全意識の高揚を図るため、メディアを活用した広報活動、関係団体と安全通行のための誘導や合図及び事故多発交差点対策協議・街頭指導・交通安全教室等の交通安全啓発活動・教育活動を実施しましたが、人身交通事故数のワースト 1 の脱出はできませんでした。しかし、3 年連続で人身交通事故数を削減することができました。</p>		
②交通安全対策事業	所管名	交通政策課
《事業概要》	平成 21 年度予算	11,041 千円
<p>平成 21 年 4 月から施行の「浜松市交通安全条例」や、毎月 10 日の「市民交通安全の日」を通して、市民の安全と安心を確保するため、一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない社会を目指します。また、地域に密着した交通安全運動を積極的に推進し、交通事故総量の削減を図ります。</p>		
市戦略対象事業	マニフェスト対象事業	I - 2
《事業成果》	平成 21 年度決算	9,508 千円
<p>市民の交通安全意識の高揚を図るため、従来の浜松市交通安全対策会議条例を見直し、浜松市交通安全条例を施行するとともに、あらゆる機会を捉え広報啓発活動等を実施した結果、目標である「人身交通事故件数 9,500 件以下」という数値を大幅に達成し、9 年ぶりに 9,000 件を下回ることができました。</p>		
③都市計画策定事業	所管名	都市計画課
《事業概要》	平成 21 年度予算	28,920 千円
<p><都市計画マスタープラン策定事業> 「都市計画」は、都市の活力を維持し、人を中心とした都市空間の形成や自然環境との共生を図るため、土地利用に一定の「ルール」を設けるものです。 集約型都市構造の実現のため、具体的な都市の将来像を示し、地域の実情と市民の意向を反映した都市計画マスタープランを策定します。</p> <p><都市計画道路見直し計画策定事業> 第 1 次浜松市総合計画では、将来における都市空間形成の基本的考え方として、少子・高齢による人口構造、産業構造の変化や地球規模での環境問題に対応した「浜松型コンパクトシティ」が示されたことから、本事業では、その考え方に照らし合せ、それぞれの都市計画道路の必要性や役割を検証し、都市計画道路網の見直しを行います。</p> <p><都市復興基本計画骨子案策定事業> 東海地震は市民生活への甚大な被害が予想され、被災後の都市の復興については、復興目標、市街地復興方針等を定める「都市復興基本計画」に基づいて復興事業を行うこととなります。この都市復興基本計画は、市民生活の再建を一刻も早く行えるよう、被災後、極めて短期間に策定する必要があるため、事前に都市復興基本計画骨子案を策定し、予想される震災の発生に備えます。</p> <p><都市軸（天竜軸）のまちづくり計画策定事業> 平成 20 年度に策定した西鹿島駅周辺の概略構想について、地元及び関係機関との調整を行います。</p>		
市戦略対象事業	戦略 3	マニフェスト対象事業 II - 3

都市計画部戦略計画 2009 評価レポート

《事業成果》	平成 21 年度決算	25,280 千円
<p>＜都市計画マスタープラン策定事業＞ 平成 18 年度から取組みました策定作業は、全体の取りまとめを行いパブリックコメントの実施、都市計画審議会への諮問、市議会への報告をしました。</p> <p>＜都市計画道路見直し計画策定事業＞ 「浜松市都市計画道路の見直しガイドライン」に見直し対象路線の評価方法や基本的な考え方を補完するものとして、具体的な評価基準・手順や指標値を取りまとめた「評価基準マニュアル」(案)を修正するとともに仮の都市計画道路網の機能検証を行いました。</p> <p>＜都市復興基本計画骨子案策定事業＞ 浜松市都市復興基本計画は、「浜松市震災復興計画」の一部を構成し、都市づくりに関する分野を対象とした計画であり、大規模地震発生時において、可能な限りこの計画を迅速に策定できるよう、雛形として骨子案を策定しました。</p> <p>＜都市軸（天竜軸）のまちづくり計画策定事業＞ 浜松市上位計画(国土利用計画浜松市計画、都市計画マスタープラン等)における西鹿島駅周辺の位置付けを明確化し、西鹿島駅及び駅周辺整備のあり方等に関する鉄道事業者との意見交換を行い、共通理解を得ることができました。</p>		

④土地利用適正化事業	所管名	土地政策課
《事業概要》	平成 21 年度予算	13,157 千円
<p>＜国土利用計画策定事業＞(臨時) 新市域における土地利用の新しい指針となるよう、既存の旧 9 市町計画を基に、新市としての国土利用計画浜松市計画を策定します。</p> <p>＜宅地耐震化推進事業＞(臨時) 宅地造成等規制法に基づく市内盛土造成調査を実施し、地震時危険度予測分析を行い、ハザードマップ作成準備を行うとともに、災害防止のための対策や造成工事許可指導に取り組みます。</p>		
市戦略対象事業	マニフェスト対象事業	Ⅱ-3 Ⅲ-6
《事業成果》	平成 21 年度決算	12,489 千円
<p>＜国土利用計画策定事業＞(臨時) 議会調整、区協議会との協議、パブリックコメントの実施、静岡県との調整等により、平成22年7月の計画公表に向け、国土利用計画浜松市計画(案)の策定が出来ました。</p> <p>＜宅地耐震化推進事業＞(臨時) 第 1 ステップとして、ハザードマップ作成公表に向けて、これまで抽出した盛土造成地 15.09km²のうち 6.20km²について、大規模盛土造成地の分布を特定しました。</p>		

⑤交通計画推進事業	所管名	交通政策課
《事業概要》	平成 21 年度予算	88,516 千円
<p>＜総合交通計画策定事業＞ 市域を広域的な視点から捉えることはもちろんのこと、市域内が安全・安心・快適となる浜松市の交通体系を構築するため、市民意見を広く収集し、市民ニーズを把握した中で、今後の新浜松市の交通に関する方針や実践に向けた交通マスタープラン、交通アクションプログラムを策定します。</p> <p>策定にあたり、市民の「くらし」に基づく「5 つの交通に関する検討分野」を設定し、交通に関する分野別施策や重点施策を策定します。特に公共交通に関しては、分野別施策の重要な柱として位置づけ、公共交通の問題・課題の整理、公共交通体系構築の方針、公共交通施策の策定を行うとともに、新たな交通システムについて取りまとめをします。</p> <p>＜西遠都市圏総合都市交通体系調査事業(パーソントリップ調査)＞ 西遠都市圏(浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、森町、新居町)においては、市町村合併による新市の誕生や浜松市の政令指定都市移行にともない、都市圏の構造や社会状況が大きく変化していることから、交通の主体である人(パーソン)の動き(トリップ)を把握することで、現在の交通行動の分析や将来の交通量を予測し、都市圏全体の広域的な道路交通網の再構築や公共交通の利活用等の総合的な都</p>		

市交通体系の見直しを行います。		
市戦略対象事業	マニフェスト対象事業	Ⅱ-3
《事業成果》	平成 21 年度決算	86,778 千円
<p>＜総合交通計画策定事業＞</p> <p>市民の「暮らし」に基づく「5 つの交通に関する検討分野」を設定し、交通に関する分野別施策や重点施策を策定しました。特に公共交通に関しては、計画の重要な柱として位置づけ、公共交通施策を策定しました。また、道路、都心交通についても公共交通に主軸を置いた交通施策を進めることとしました。</p> <p>＜西遠都市圏総合都市交通体系調査事業(パーソントリップ調査)＞</p> <p>交通の主体である人の動きを把握することで、現在の交通行動の分析や将来の交通需要を予測し、西遠都市圏の「新たな都市圏構造」や「社会経済状況」を勘案した道路網及び公共交通網の再構築を含めた都市圏の都市交通マスタープランを策定しました。</p>		

⑥公共交通推進事業	所管名	交通政策課
《事業概要》	平成 21 年度予算	228,175 千円
<p>＜バス路線の維持及び運行助成事業＞</p> <p>中山間地域等の公共交通空白地において、地域住民の交通手段を確保するため、乗合バス事業者に補助等を行うことにより、生活交通を維持します。</p> <p>また、「地域公共交通総合連携計画」策定に合わせ、個々のバス路線の効率化・合理化等の改善を行っていきます。</p> <p>＜過疎地有償運送支援事業＞</p> <p>過疎地等において、公共交通を補完する運送として期待されている過疎地有償運送の推進を図るため、過疎地有償運送を行っている団体に対し、運行費の一部支援を行います。</p> <p>＜公共交通活性化事業＞</p> <p>モビリティ・マネジメント（市民に対し、心理的方略を用いることにより、自発的に交通行動の変化を促す取り組み）やパークアンドライド、サイクルアンドライドを推進します。</p>		
市戦略対象事業	戦略 3	マニフェスト対象事業 Ⅱ-3
《事業成果》	平成 21 年度決算	226,162 千円
<p>乗合バス事業者が運行する不採算路線、市の委託により乗合バス事業者が運行するバス路線の欠損額に対して補助金を交付するとともに、バス事業者の乗入れ困難な地域において市が自家用有償バスや無償バスを運行しました。これら合わせて 38 路線 89 系統のバス運行に対して合計 44 万 5 千人の利用があり、過疎・中山間地等における地域住民の移動手段を確保出来ました。</p> <p>一方、NPO の運行するバスの欠損金に対して補助金を交付し、公共交通空白地域における移動手段を確保することが出来ました。また、本市への転入者約 1 万 5 千人に対して公共交通利用を勧めるパンフレットを配布し、公共交通の活性化に努めました。</p>		

⑦上島駅周辺公共団体区画整理事業	所管名	区画整理課
《事業概要》	平成 21 年度予算	1,098,310 千円
<p>遠州鉄道高架化事業に併せた上島駅周辺の変則交差点の解消、交通結節施設の充実等、良好な市街地の形成に向け、建物等の物件調査、移転補償を進めるとともに、区画道路 2 号線及び都市計画道路下石田細江線の一部道路築造工事を実施し、事業の早期完了を目指します。</p>		
市戦略対象事業	マニフェスト対象事業	
《事業成果》	平成 21 年度決算	597,760 千円
<p>遠州鉄道高架化事業に併せた整備を進めるため、建物等の物件調査、移転補償を 5 戸実施しました。裁判が長期化し判決が出ていない状況下では、原告との交渉は成立まで至らず一部繰越しとなりました。また、都市計画道路下石田細江線の一部道路築造工事を行いました。区画道路 2 号線については、原告との交渉が難航していましたが、理解を得られ平成 22 年度には一部工事施行が可能となりました。</p>		

都市計画部戦略計画 2009 評価レポート

⑧旭・板屋C地区第一種市街地再開発支援事業	所管名	都市開発課
《事業概要》	平成 21 年度予算	739,973 千円
<p>施行者である再開発組合は、平成 22 年 10 月の完成を目指して建設工事を推進し、市は施行者に対して指導監督を行うとともに、円滑に事業が進むように国との連絡調整を行い事業の促進を図ります。</p> <p>また、事業の完了に併せて、周辺の公共施設の整備をするために、本年度に測量及び設計を執行します。</p>		
市戦略対象事業	戦略 3	マニフェスト対象事業
《事業成果》	平成 21 年度決算	739,973 千円
<p>本事業については、予定とおり(全体事業の進捗率57%)の事業推進することができ、完成に合わせて整備する周辺公共施設の測量設計業務を実施しました。引き続き、平成22年10月の工事完成を目指し、事業の促進を図ります。</p>		

⑨高塚駅周辺土地地区画整理事業	所管名	区画整理課
《事業概要》	平成 21 年度予算	30,000 千円
<p>本地区は、JR 東海道本線高塚駅を含む地区に位置しているが、公共施設整備が遅れており居住環境の悪化が著しいことから、市街地の整備改善を図るとともに鉄道利用の需要拡大に向けた駅前広場及び南北の往来可能な橋上駅等関連施設の整備を早期に着手することを目指します。</p>		
市戦略対象事業		マニフェスト対象事業
《事業成果》	平成 21 年度決算	23,835 千円
<p>高塚駅自由通路の都市計画決定資料を作成し、JR東海など関係部署との協議を推進しました。高塚駅周辺地区の交通量調査や騒音などの環境調査実施及び土地地区画整理事業計画資料を作成し、国土交通省など関係部署との協議を行いました。</p>		

⑩まちづくり推進事業	所管名	土地政策課
《事業概要》	平成 21 年度予算	4,483 千円
<p>住民協議推進条例により認定した住民が主体となる土地利用協議会に対して支援を行います。</p> <p>また、住民協議推進条例・地区計画手続条例・開発区域指定条例を、より活用しやすく、実効性の高い条例とするよう本年度に見直しを行います。</p>		
市戦略対象事業		マニフェスト対象事業
《事業成果》	平成 21 年度決算	4,473 千円
<p>平成21年度は、5地区の土地利用協議会に対して支援を行った結果、2地区から地区計画の原案が申出され、そのうち1地区の地区計画を都市計画決定しました。</p> <p>また、平成22年度の土地利用に関する3条例の改正作業に向けて、検討会、庁内幹事会及び作業部会を開催し、3条例の見直しの方向性を検討しました。</p>		

⑪景観形成事業	所管名	都市開発課
《事業概要》	平成 21 年度予算	465 千円
<p>全市域において地域景観に大きな影響を及ぼす可能性のある大規模な建築物等の行為について景観条例により届出を義務付け、良好な景観形成に向けて規制・誘導を図ります。</p> <p>また、景観に対する市民、事業者の意識の高揚が図られるように、民間団体（景観整備機構の指定）の協力を得ながら市民啓発を図り、市民、事業者と協働して良好な景観づくりを推進します。</p>		
市戦略対象事業	戦略 3	マニフェスト対象事業

部局総合評価

指標の達成状況評価と戦略計画の改善策

目標達成状況(指標の平成 21 年度目標達成状況)				
	目標より進んでいる	目標どおり	目標より遅れている	計
指標数	1	2	0	3
率(%)	33.3	66.7	0	100

《自己評価》(目標達成状況についてどのように考えるか)

・交通事故(人身)発生件数の削減

関係機関と連携し、街頭指導・交通安全教室などあらゆる機会を捉えた交通安全啓発活動・教育活動により、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚により、目標を大幅に上回る削減となりました。しかし、政令指定都市中、人口10万人あたりの人身交通事故件数ワースト1脱出ということではできませんでした。年齢別で見ますと、高校生・若者などは減少していますが、15歳以下の人身事故件数は前年より増加しているため、交通安全教室及び啓発活動を展開して交通安全意識を根付かせていきます。また、高齢者による事故要因が全体の15%を占めていますので、今後は、高齢者に対しても個別訪問指導等により交通安全の啓発をおこなっていきます。

・鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性(市政満足度)

市民の生活交通手段であるバス路線を補助等により維持した結果、公共交通機関の利便性が確保でき、目標を達成することができました。

・都心地区への人口回復(旭・板屋地区の居住施設の入居率)

旭・板屋C地区第一種市街地再開発支援事業は、平成22年度の竣工を目指して予定どおりの工事の進捗であり、B地区の事業完了により52%の目標達成であります。

今後の考え方(評価を踏まえた戦略・政策についての改善の方針)

・交通事故(人身)発生件数の削減

引き続き政令指定都市人身事故件数ワースト1脱出を目指し、平成22年度に交通安全計画を策定し、事故削減に効果的なハード、ソフト施策を実施していきます。

・鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性(市政満足度)

総合交通計画に基づき、公共交通の利便性向上に重点をおいた施策を実施します。また、地域が主役になって育てる持続可能な公共交通とするため、地域、交通事業者、行政で地域のニーズに合った公共交通の検討・改善を行っていきます。

・都心地区への人口回復(旭・板屋地区の居住施設の入居率)

旭・板屋地区のC地区は平成22年度が施設竣工年度となりますので、引き続き民間の市街地再開発事業を促進し、都心の活力向上と快適さを実感できるまちづくりを目指します。